令和６年(２０２４年)３月１１日
建　設　委　員　会　資　料
都　市　基　盤　部　住　宅　課

（第３２号議案）

中野区営住宅条例の一部を改正する条例

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正（保護命令制度の拡充等）に伴い、同法第十条第一項（保護命令）が第十条第一項（接近禁止命令等）及び第十条の二（退去等命令）に分かれたことから、引用条文の修正を行うため、以下の通り中野区営住宅条例の一部を改正する。

中野区営住宅条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第５条　（略）	第１条～第５条　（略）
（申込資格）	（申込資格）
第６条　（略）	第６条　（略）
２　前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。	２　前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
⑻　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの	⑻　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第２８条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
ア　（略）	ア　（略）
イ　配偶者暴力防止等法第１０条第１項又は第１０条の２（これらの規定を配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していな	イ　配偶者暴力防止等法第１０条第１項（配偶者暴力防止等法第２８条の２において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの

いもの ３～６　（略） 第６条の２～第３７条　（略） 附　則　（略） 別表　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和６年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　改正後の第６条第２項第８号イの規定は、施行日以後に保護命令の申立てを行った者について適用し、施行日前に保護命令の申立てを行った者については、なお従前の例による。	３～６　（略） 第６条の２～第３７条　（略） 附　則　（略） 別表　（略）